

委 託 契 約 書 (案)

業務の名称 緑地植栽保全管理業務委託
委 託 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
委 託 期 間 着 手 令和 7年 月 日
履行期限 令和 8年 3月 31日
業務の場所 郡山市待池台1丁目12番地
福島県ハイテクプラザ
契約保証金

上記委託業務について発注者「福島県」を甲とし、受注者「」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の履行)

第1条 乙は、甲の指定する係員の指揮監督のもと別紙委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定められたところにより委託業務を履行しなければならない。

(受注者の善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって委託業務の遂行に当たらなければならない。

(誠実履行の原則)

第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うのはもちろん、甲も乙と協力し互いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(履行の確認及び補正)

第4条 乙は、別紙仕様書に定めるところによる作業実績報告書により甲に報告しなければならない。甲は当該作業実績報告書の点検その他の方法により業務内容の是非を確認し評価しなければならない。

2 前項の確認の結果乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(契約金額の支払い)

第5条 甲は、次のとおり委託金額を支払うものとする。

- (1) 第1回支払い 5月～10月までの業務履行確認後 円
(2) 第2回支払い 11月～3月までの業務履行確認後 円

2 乙は、業務内容について、前条の確認、評価の結果適正であるとされたときは、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に契約金額を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第6条 甲は、正当な理由なく前条第2項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額(100円未満の端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 委託契約期間内に乙の責めに帰すべき事由により損傷(第三者に与えた損傷を含む)、その他事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない非常災害に基づく事由により生じた損害はこの限りではない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙がこの契約を履行する意思がないと認められるとき。
- (3) 乙がこの契約に違反し、その違反によって契約が達成することができないと認められるとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2以上第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は同上第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (5) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若

しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解約の通知をしたうえで解除することができる。
- 3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、この契約を解除することができる。

（契約が解除された場合等の違約金）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（談合による損害賠償）

第10条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づき不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定により課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超

過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 11 条 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の日まで年 2.5% の割合で計算した額(100 円未満の端数は切り捨てる。)を徴収する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約によって生じる権利、又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、業務履行中に知りえた甲又は甲の関係者の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(経費の負担区分)

第 15 条 業務履行に要する費用は、乙の負担とする。ただし、業務を履行するにあたり必要となる電気料、水道料については、甲の負担とする。

2 乙の過失により生じた修繕料については、乙の負担とする。

(契約外の条項)

第 16 条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 17 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 住 所 郡山市待池台 1 丁目 1 2 番地
氏 名 福 島 県
福島県ハイテクプラザ 所長 伊藤 日出男

乙 住 所
氏 名